

# 日本再生に向けた 産学連携強化と 知的財産

2001年12月5日 JIPAシンポジウム

キヤノン株式会社

常務取締役  
知的財産法務本部長

田中 信義

# 1. 現状認識(その1)

## 生産基地の移転

・70年代～80年代	アメリカ	⇒	日本
・90年代以降	日本	⇒	韓国、台湾、中国 東南アジア地域

## 産業構造の転換期

- ① 新技術創出・事業化
  - ・ 主要諸外国にて特許権確立
- ② 「選択と集中」
  - ・ デパート型から専門店型へ
- ③ 自前主義からの脱却
  - (自社だけで、生み育てていては間に合わない)
  - ・ 産学連携

# 1. 現状認識(その2)

企業(メーカー)	国
<p>本社研究 開発部門</p> <p>！ 将来技術 ！ の開発</p>	<p>大学・国立 研究機関</p> <p>！ 国の将来の ！ 科学技術の創造</p>
<p>事業部門</p> <p>！ 製品設計</p>	<p>民間企業</p> <p>！ 今日、明日の ！ 為の活動</p>

## 大学をパートナーとして真剣に考慮せず

- ・自前主義で事業を展開
- ・知的財産の取扱等、種々の規制が存在

従来は

- \* 技術コンサルティング
- \* 奨学寄付金レベル

## キヤノンの事例

### 1. 奨学寄付金

- \* 39大学      64テーマ
- \* 主な技術分野
  - : 材料、デバイスの研究開発
  - : 解析、測定、評価技術

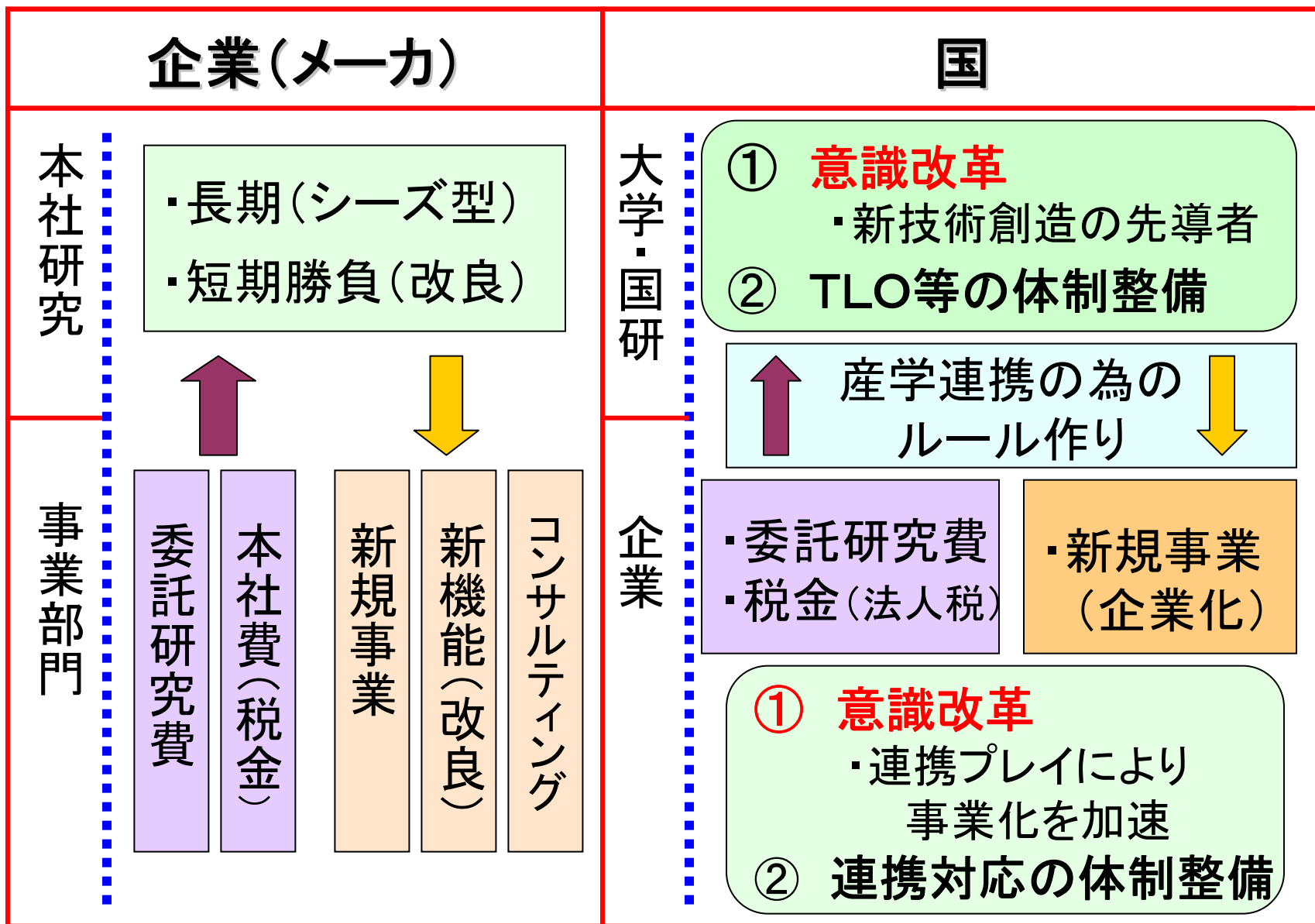
### 2. 共同研究、委託研究

- ① 大学との契約
  - 9大学      17テーマ
- ② 先生との個人契約
  - 4名          4テーマ

### バーチャル研究所

- (1) テーマの設定
- (2) 研究チームの編成
- (3) 成果の評価

## 2. 規制緩和とその効果の認識(その1)



## 2. 規制緩和とその効果の認識(その2)

### ルール作り

<p>【国から民間企業】 への委託研究</p>	<p>【民間企業から国・大学】 への委託研究</p>
<p>国から 企業側へ資金援助</p>	<p>企業側が、 ノウハウ、資金を負担</p>
<p>日本版バイ・ドール法施行 大幅変化</p>	<p>制度上の制約が 依然残されたまま</p>

契約期間中は、特許出願を積極的には考えない風潮  
—知的財産放棄—

- ・知的財産権取扱ルールの明確化
- ・外国出願(海外展開)

新技術創造・事業化に対するインセンティブ  
・連結納税等の税制

## 大学と企業の交流促進

(企業のニーズと大学のシーズ融合)

### 大学サイド

1. **意識改革**
  - ・ 新技術創造を先導する役割を担う、特許出願
2. **魅力ある大学へ**
  - ・ 様々な発想が生まれる環境(海外の研究者)
  - ・ 自由に共同研究できる環境
3. **リエゾン機能(TLO)拡充**
  - ・ コーディネータの育成
4. **現場の権限の強化**
  - ・ 企業、大学それぞれの立場を盛り込んだ契約

## 企業サイド

1. **意識改革**
  - ・ 連携プレイにより事業化を加速する
2. **大学の研究開発資産の受入窓口整備**
  - ・ 個人ネットワークから組織対応
3. **大学の研究開発資産の評価**
  - ・ 新技術 ⇒ 新規事業展開
  - ・ 既存製品の改良、新機能追加
4. **企業内各部門に対しての紹介(リエゾン)**

### 共同研究プロジェクト

- ・ 指導者の育成